

企業会計基準委員会の活動状況

議題

(企業会計基準委員会からの報告)

項目

1. 前回基準諮問会議(第 38 回、2020 年 3 月 12 日開催)後の企業会計基準委員会(ASBJ)の活動状況は次のとおりである。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応**(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会への参加**

2. 2020 年 4 月 3 日に、金融庁において、新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方の共有を行うことを目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が設置され、企業会計基準委員会もメンバーとして参加した¹。
3. このような中、市場関係者より、新型コロナウイルス感染症については、収束時期等を誰も予測することができず、会計上の見積りを行う上で、将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況となっているが、このような状況において、会計上の見積りはどのように行うのか、すなわちどのように「入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出する」のかを明らかにしてほしいとの要望が寄せられた。要望を受け、企業会計基準委員会は、2020 年 4 月 9 日に緊急的に第 429 回企業会計基準委員会を開催し、当該論点について議論を行い、2020 年 4 月 10 日に議事概要として企業会計基準委員会のウェブサイトで公表した。また、2020 年 5 月 11 日に当該議事概要の追補を公表し、2020 年 6 月 29 日に四半期財務諸表の取扱いを含めた更新を行っている(別紙 1 を参照のこと)。
4. 議事概要は、会計基準等を公表するにあたって定められている適正手続を踏んだものではないため、会計基準等の規範性のある文書ではないが、IASB の教育文書と同様に、実務を支援するために、委員会の考え方を明らかにするものである。通常であれば、適正手続規則にしたがい、公開草案の公表等を経なければならないが、本件については、異例の状況で時間的余裕がなかったため、議事概要での対応を行ったものである²。

¹ 連絡協議会は金融庁が事務局となり、メンバーとして、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会が参加し、オブザーバーとして全国銀行協会、法務省、経済産業省が参加した。

² 新型コロナウイルス感染症への対応として、IASB では IFRS 第 9 号「金融商品」の金融資産の減損に関して、一定の解釈を示す教育文書を公表している。また、FASB では Topic 842「リース」に関して、一定の解釈を示す Staff Q&A を公表している。教育文書と Staff Q&A のいずれも、規範性のある文書ではない。

5. 上記のとおり、議事概要での対応を図ったことについては、2020年5月19日に開催された適正手続監督委員会に報告し、問題ないことを確認いただいている。

(2) 企業会計基準委員会及び専門委員会の運営

6. 2月26日以後の企業会計基準委員会及び専門委員会については、以下の適正手続に則り、外部の傍聴を入れずに非公開で開催している。

第7条 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。

7. また、4月以後の企業会計基準委員会は、以下の適正手続に則り、ビデオ会議で行っている。また、専門委員会については、ビデオ会議又は電話会議により行っている。なお、企業会計基準委員会の審議については、ウェブサイトにて一定期間音声を公開している。

第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。

(3) 日本基準の開発のテーマ等の絞り込み

8. 政府による緊急事態宣言が出された2020年4月7日以降、財務諸表作成者や監査人において在宅勤務等の対応がとられていること、3月決算の繁忙期であることを踏まえ、当委員会の5月末までの会計基準開発に関する当委員会（専門委員会を含む。）の審議は、基準開発の目標時期を考慮し以下の項目に限定しており、2020年5月末までは、公開草案の公表等は行わないこととした。

- 金利指標改革に起因する会計上の問題
- 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理
- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
- 投資信託の時価の算定（時価の算定に関する会計基準）

(4) IASBの作業計画の修正に伴うASBJにおける検討の延期

9. IASBは、4月14日に開催した臨時ボード会議において、作業計画の修正を決定した。その主な内容は以下のとおりである。

- ① IBOR Phase 2 と IFRS 第17号の改訂については、作業計画を修正しない。
- ② 既に公表済みの会計基準「負債の流動・非流動分類（IAS第1号の改訂）」の発効日を1年間、延期し、2023年1月1日以降開始する年度より適用することとする。
- ③ コメントを募集中の以下の文書について、コメント期間を3か月延長する。

資料(2)

- (a) 公開草案「全般的な表示及び開示」(2020 年 6 月→2020 年 9 月)
- (b) ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」(2020 年 9 月→2020 年 12 月)
- ④ 2020 年中にコメントを募集する予定の主要な文書については、公表時期を延期する。
 - (a) ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」(2020 年 6 月→2020 年 9 月)
 - (b) 情報要請「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、IFRS 第 12 号の適用後レビュー」(2020 年 8 月→2020 年 12 月)
 - (c) 情報要請「アジェンダ・コンサルテーション 2020」(2020 年 9 月→2021 年 3 月)
 - (d) 公開草案「的を絞った会計基準レベルの開示の見直し」(2020 年 9 月→2021 年 3 月)

なお、公開草案「経営者による説明」は 2020 年 12 月から変更しない。

10. 上記の IASB の作業計画の修正を受け、当委員会では、2020 年 4 月及び 5 月において以下のコメント対応の議論を休止した。

- (a) 公開草案「全般的な表示及び開示」
- (b) ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」

(5) 国際会議の中止又はウェブ会議への変更

- 2020 年 3 月以降、全ての国際会議がビデオ会議に変更か中止となっている。

2020 年 4 月 2 日	会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) (ロンドン)	ウェブ会議に変更
2020 年 4 月 5 日	IFASS 会議 (ワシントン DC)	中止
2020 年 4 月 6 日	多国間ネットワーク会議 (ワシントン DC)	ウェブ会議に変更
2020 年 6 月 1 日	FASB との定期協議 (東京)	延期の上、ウェブ会議に変更
2020 年 7 月 9 日	会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) (ロンドン)	中止 ³

³ 新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、議題が少なかったことも中止の理由に挙げられている。

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について、ご意見があれば伺いたい。

II. 日本基準の開発

11. 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みの状況は、以下のとおりである。

(1) 収益認識

- 収益に関する表示科目や注記事項の定めについて、2020年3月31日に改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等を公表し、当面の検討は終了した（別紙2を参照のこと）。
- 2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。

(2) 公正価値測定ガイダンス及び開示

- 2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した際に、概ね1年をかけて検討することとしていた投資信託の時価の算定に関して、2020年5月より検討を開始している。
- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。

(3) 金融商品

- 前回の基準諮問会議以後、審議を行っていない。今後、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての検討を行う予定である。また、金融資産及び金融負債の分類及び測定について、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である。

(4) リース

- 2019年3月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。
- 2020年2月の企業会計基準委員会において、以下の方向性の提案を行っている。
 - IFRS第16号の単一モデルを基礎として検討を進める。
 - IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる

ことを目指す。

- その上で、比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、ないし、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討する。
- 基準開発の方法としては、借手と貸手で齟齬が生じないように、借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準を改正する。
- 2020年3月の企業会計基準委員会において、現在のリース会計基準を改正する場合のイメージをお示しし、具体的な論点を識別している（別紙3を参照のこと）。
- 2020年7月の企業会計基準委員会より、具体的な論点の検討を開始している。

12. その他の日本基準の開発の状況は以下のとおりである。

- (1) 2020年3月31日に、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を公表した（別紙4を参照のこと）。
- (2) 2020年3月31日に、改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を公表した（別紙5を参照のこと）。
- (3) 「金利指標改革に起因する会計上の問題」（LIBORが廃止されることが見込まれることへの対応）について、2019年10月より検討を開始しており、2020年6月3日に、実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（コメント期限：2020年8月3日）を公表した（別紙6を参照のこと）。
- (4) 「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するIC0トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討を行っている。金融商品取引法上の「電子記録移転権利」の発行及び保有については、2020年9月頃に公開草案を公表することを目標としている。資金決済法上の「暗号資産」に該当するIC0トークンの発行及び保有については、今後、論点整理を公表する予定である。
- (5) 「連結納税制度の見直しへの対応」について、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応を定めた実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」を2020年3月31日に公表している。

今後、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」の改廃を、2021年3月

までに行うことを目標としている。

- (6) 「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の検討」について、2020 年 5 月より検討を開始している。2020 年 8 月に公開草案を公表することを目標としている。

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会の日本基準の開発の状況について、ご意見があれば伺いたい。

III. 国際対応

(1) 企業結合に関する開示及びのれんの会計処理に関する対応

13. IASB から 2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー (DP) 「企業結合－開示、のれん及び減損」が公表されている (コメント期限：2020 年 12 月 31 日)。当該 DP では、企業結合における取得に関する開示の改善や、のれんの減損及び償却、減損テストの簡素化、無形資産などについて、IASB の予備的見解を提供すると共に、これらについてのコメントを求めている (別紙 7 を参照のこと)。

今後、DP へのコメント対応を行うにあたり、より広範に我が国の関係者の意見を集約するために関係者にアウトリーチを行うことを検討している (別紙 8 を参照のこと)。

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会の企業結合に関する開示及びのれんの会計処理への対応について、ご意見があれば伺いたい。

(2) IASB の基本財務諸表プロジェクト (財務業績の計算書の表示) への対応

14. IASB から 2019 年 12 月に基本財務諸表プロジェクトについての公開草案「全般的な表示及び開示」が公表されている (コメント期限：2020 年 9 月 30 日)。当該公開草案では、純損益計算書上で「営業利益」を含む 3 つの新たな利益の小計を提供する要求の提案、単一の注記における経営者業績指標 (MPM) の開示の提案、通例でない収益及び費用の注記による開示を含む情報の分解の改善に役立つ新たなガイダンスの提案などを含んでいる (別紙 9 を参照のこと)。

ASBJ では現在、コメントレターのドラフトをお示しし、審議を行っている (別紙 10 を参照のこと)。

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会の基本財務諸表プロジェクトへの対応について、ご意見があればお伺いしたい。

以 上